

満洲国「建国神廟」創設をめぐる政治過程

樋口 秀実

はじめに

国家は、領域を有効に統治し、社会の安寧を維持しようとする。そこで必要となるのが、国民の精神的統合という要素である。もちろん、国家は、統治の効率性を高めるべく、政策を形成し遂行するための統治機構を設け、社会秩序を守るための法令をつくる。しかし、目に見えるかたちでのそうした物理的強制力だけでは、十分な統治はできない。領域内に複数の民族や宗教が存在する場合、その違いを越えて一国民として団結する必要がある。国歌斉唱や国旗掲揚といった活動は、国民の国家に対する帰属意識を高める。いずれにせよ、国民の間の精神的紐帯を強めることが、物理的強制力の拡充とともに、国家の安寧を保つための十分条件となる。

本稿は、一九四〇年七月に満洲国帝宮内に創設された建国神廟^①について、それが同国「人民」の精神的統合にどの程度寄与したのか、という視点から考察するものである。建国神廟の建設過程とその意義をめぐっては、すでにいくつかの論考が発表されている。しかし、建国神廟が天照大神を祭神とすることから、そのいずれもが国家神道

の輸出や海外神社の創建という点を重視し、日本の対満「宗教侵略」の軽重を問うている。⁽²⁾しかし、建国神廟のよ
うな国家的祭祀施設を政府の主導で建設することは、国民の精神的統合をいかに進めるかという問題と不可分のは
ずである。ましてや、満洲事変勃発後関東軍により急造された満洲国は、中国東北地方における事変前の政治的潮
流との断絶が大きく、領域内に複数の民族を抱えていた。人民の精神的統合をはかり、国家観念・国民意識を高揚
させることは、満洲国の統治の安定性を高めるための重要課題だった。そこで、本稿は、建国神廟の建設過程とそ
の意義を再検討し、満洲国が民族協和を建国理念に掲げながらなぜ天照大神を祭神とする建国神廟を創建したのか、
それは人民の精神的統合に寄与したのか、もし寄与していないとすればいかなる祭政上の意義があったのか、を解
明する。

なお、建国神廟は、満洲国皇帝愛新覺羅溥儀の第二回目の訪日後に創建された。溥儀は滞日中、伊勢神宮を参拝
し、そこで修葺した神鏡を携えて帰国した。そして、この神鏡を靈代として建国神廟に安祀し、皇帝直属の祭祀府
を新設して祭儀を所管させた。その一方で、満洲国は、日本以外の諸外国・政権との外交活動をめぐり、必ずしも
日本の意図に副わない、独自の動きをみせる⁽³⁾ところがあった。したがって、満洲国が建国神廟を創建し、天照大神
を祭神として迎えることは、人民の統合という内政的課題のみならず、外交的課題でもあった。そのため、本稿で
も、満洲国の内政とともに、満洲国の対日外交をも視野に入れながら、建国神廟創設の意義を分析する。

一 建国神廟創設構想の提起

満洲国において建国神廟創設が提起されたのは、一九三七年である。その頃、建国五周年を迎えていた満洲国は、「建設第二期」と称して行政機構改革や産業開発五カ年計画など国内各方面の整備を進めていた。その一環として関東軍や満洲国政府内で持ちあがったのが、「国民精神の拠りどころ」となる「建国の神」を持つべきであるという意見だった。⁽⁴⁾ 関東軍第四課長（政策主任参謀）片倉衷の回想によると、そうした雰囲気の中で満洲国皇室御用をめぐる論議は、同年七月の日中戦争勃発により中断した。

もともと、満洲国人民の崇拜の対象となる祭祀施設を建設する計画は、建国神廟創建が提起される前から存在した。一九三五年夏、満洲国建国のために殉じた日満両国の英霊を祀る、満洲国版靖国神社もいうべき「招魂社」の建設計画が持ちあがった。七月には、満洲国軍政部最高顧問佐々木到一を委員長として「満洲国招魂社建設準備委員会」が組織された。この計画は、八月の薄儀と関東軍司令官南次郎との会談のなかでは、「招魂社」ではなく、「護国廟」という名称で紹介されている。さらに満洲国総務長官星野直樹は一九三六年八月、「護国廟」を「建国廟」と改めるよう通達した。「建国廟」の建設もこれと並行して進み、一九三六年四月からの第一期工事で本殿と廟務所が完成し、一九三七年四月からの第二期工事では、拝殿・東西配殿・角楼・神門・廻廊が建設された。なお、一九三九年に完成したと思われる「建国廟」は、日本的建築様式で建てられた建国神廟と異なり、清の太祖ヌルハチ

と太宗ホントイジの陵墓で、いわゆる関外三陵として知られる福陵と昭陵の寢殿部分を模した中国風の建造物だった。⁽⁶⁾

ところが、「建国廟」は、「招魂社建設準備委員会」の業務を継承した「護国廟建設委員会」の席上で祭神や祭祀形式に関する合意を得られず、完成後も鎮座祭を行えななかった。また、関東軍は、「この国の人心帰趨の中心」になるものとしては「靖国神社並では足りない」という考えだった。⁽⁷⁾その後、前述のように、溥儀の第二回訪日を機に天照大神を満洲国の建国元神とする旨が決定され、これを「建国廟」とは別につくられた建国神廟に祀った。

一方、「建国忠霊廟」と改称された旧「建国廟」は、神廟の「撰廟」とされ、日満両国の英霊を祀ることになった。したがって、一九三七年に建国神廟創建が提起されたとき、何を祭神とするのか、建国神廟は「建国廟」をそのまま継承するのか、それとも別の建造物をつくるのかなどの詳細については、なお流動的な部分が多かった。

建国神廟創設をめぐる論議が再び活発化したのは、一九三八年である。一月、第一次近衛声明が日本政府から発表され日中戦争が長期化の様相を呈し、七月には張鼓峰事件が発生した。これを受けて満洲国では、国家観念・国民意識の高揚が従来以上に必要視された。満洲国としては、日本の対中戦争遂行への協力態勢を整備する一方、戦時中にあっても国内の安定が維持されるよう民族協和の実現に努力する必要があるようになったのである。さらに、中ソ両国をはじめとする諸外国の動きにすばやく対応するため、満洲国人民の団結を強固にする必要も生まれた。⁽⁸⁾その具体策の一つとして、建国神廟創設問題が関東軍や満洲国政府内で再び論議されることになった。

一九三八年三月一六日、関東軍幕僚会議は、建国神廟創設を正式の議題としてとりあげた。⁽⁹⁾関東軍の意見によれ

ば、目下満洲国内外の情勢は、日中戦争の長期化に伴い国力を増進して持久戦に備えると同時に「民族協和ノ具現ヲ一層徹底シ聊カノ罅隙ナキヲ期スルノ要」があるが、「日滿一徳一心、民族協和ノ理念ニ國策ヲ徹底集中シ満洲色豊ナル政務ノ運営ヲ庶幾スル爲」には建国神廟の創建が必要である、というのであった。⁽¹⁰⁾ 関東軍は一九三九年三月一五日、「建国神廟創立促進ニ関スル件」を満洲国政府に通達し、建国神廟に関する満洲国側の研究・準備を促した。⁽¹¹⁾ 満洲国政府でも、総務庁企画処を中心に建国神廟の形態に関する検討をはじめた。⁽¹²⁾

ここで注目したいのは、関東軍内の意見の大勢が、建国神廟の性格を「各民族ノ信仰トナリ眞ニ満洲國永遠ノ生命タルヘキ中心ヲ茲ニ求ムルコトヲ目標」とし、「各民族固有ノ良習俗竝歴史ハ十分之ヲ尊重」する点にあったことである。⁽¹³⁾ このため、建国神廟の祭神についても「各民族信仰ノ中心タルヘキ」⁽¹⁴⁾ ものがよいとされた。たとえば、片倉は、満洲国建国の原理は天の機、地の縁、人の和の三者によるものだから、天の機に天神を、地の縁にヌルハチや明治天皇を、人の和には、建国に殉じた日滿両国の英霊を祭るべきだとの合祀案を唱えた。片倉がここで天神として思い描いたのは、天照大神ではなく、天御中主尊である。天御中主尊は、古事記のなかで全世界の創造者・全人類の祖とされる存在だから、日本に偏することなく、あまねく諸民族の崇拜の対象となりうる、というのであった。また、関東軍参謀副長石原莞爾は「日本人関係を除き、漢民族の崇敬する祭神にしては如何」と述べ、関東軍司令官植田謙吉も「民族協和の国柄として各民族共通の神とすべきで、もしこれが困難なれば各民族それぞれの神を選択して合祀しては如何」と論じた。⁽¹⁵⁾ 要するに、この時期の関東軍にあつては、吉岡の主張する天照大神祭神案のような、日本人だけが崇拜する神を建国神廟に祭ろうという意見は、むしろ少数派だったのである。

では、なぜ関東軍は天照大神祭神案を退け、土着神祭神案ないし複数神合祀案を主張したのか。それは、石原・片倉を中心とする関東軍「建国派」と呼ばれる勢力が、この時期の関東軍において対満洲国政策決定の主導権を握っていたからである。満洲国を建国するうえで主導的役割を果たした「建国派」は、一九三二年八月の陸軍人事異動において、対満政策決定の主導権回復をめざす陸軍中央部により本庄繁（当時、関東軍司令官）、板垣征四郎（関東軍高級参謀）、石原（関東軍参謀）、片倉（同上）らが相次いで離満・転勤させられた。しかし、一九三四年一二月、片倉の義叔父である南次郎が関東軍司令官に就任し、板垣も関東軍参謀副長として満洲国に復帰した（一九三六年三月、関東軍参謀長に昇進）。関東局総長武部六蔵が一九三六年九月に述べたところでは、板垣は「建国派の勢力拡大に汲々たる心事」⁽¹⁶⁾があった。片倉も一九三四年一二月、陸軍省軍務課満洲班長に着任した。板垣は一九三七年六月に第一次近衛文麿内閣の陸相に就任するが、これにかわって片倉が同年三月に関東軍参謀に復帰し、石原も参謀副長として九月に帰満した。片倉は同年一二月の関東軍第四課新設とともに同課長に就任した。第四課は、後方業務担当となった第三課にかわって対満洲国政策の立案を担当した。⁽¹⁷⁾

関東軍「建国派」の政策構想の特徴は、満洲国の建国理念である民族協和主義を文字通りに追求し、満洲国の日本からの独立性を高めることにあった。片倉の満洲班長時代に軍務課内で作成された「満洲国関係重要事項記録」⁽¹⁸⁾は、日満両国の「不可分関係ノ強調」を日本の「満洲國指導精神」として根絶すべきものの一つにあげている。つまり、満洲国が「皇道聯合内ノ一獨立國家タルノ意義ニ徹底セス徒ニ不可分關係ヲ内政干與上ニ求め、或ハ帝國官邊ノ保護ヲ強化セントシ、若クハ日本人中心ノ權益擁護ヲ圖ル等、要スルニ隸屬視シ、保護國視スル思想ニシテ、

國家トシテノ協力ト、民族トシテノ融合ヲ混同」してはならないとした。前出した一九三七年五月の満洲国行政機構改革も、國務院を九部制から六部制に縮小し、民政事項の大半を中央政府から地方政府に移管することで、民族協和主義に適合するよう「各省ノ機構ヲ強化シ省毎ニ特異ノ行政ヲ行ヒ得ル如クス」るものであった。⁽¹⁹⁾

ところが、建国神廟建設をめぐる論議は、一九三九年夏のノモンハン事件により再び中断する。陸軍中央部は九月七日、事件を收拾し関東軍への統制を強化するべく、関東軍司令官植田、参謀長磯谷廉介、参謀副長矢野音三郎（一九三八年二月に着任）、関東軍第一（作戰主任）課長寺田雅雄を一挙に更迭した。⁽²⁰⁾ これよりさきの八月一日には、片倉も関東軍第四課長から第五三連隊長（当時、江蘇省に出征中）に異動させられた。この異動は、対満政策決定をめぐる片倉の専横が陸軍内外で不満を呼んだことに原因がある。⁽²¹⁾ ノモンハン事件終結後も第四課に残った関東軍参謀三品隆以が一九三九年一月三十一日に片倉に宛てた書翰によると、「建国神廟ハ寔ニ申訳無之軍首脳更迭ノ為一頓挫ヲ来シ目下政府内部及上官工作ニ努メ居ル次第」⁽²²⁾ となった。しかも、ノモンハン事件後しばらく経ってからも満洲国内における第四課の発言力は回復しなかった。かつて片倉のもとで第四課に勤務し、その後軍務課員に転じた永井八津次は、一九四〇年四月二二日付片倉宛書翰のなかで、「第四課無力との評あり、満洲では大佐殿〔片倉〕樋口補註。以下、カッコ内は同じ）の第四課長時代を慕ふ事切」⁽²³⁾ なりと述べている。関東軍の勢力がノモンハン事件で大きく失墜し、第四課を中心に進められてきた建国神廟建設構想も一頓挫をきたしたことがわかる。

ノモンハン事件終結後、建国神廟創建をめぐり、土着神祭神案・複数神合祀案にかわって浮上したのが、天照大神祭神案である。この案は、前出のように、満洲国帝室御用掛兼関東軍参謀吉岡が主張した。しかし、吉岡は、

「兼任參謀ハ滿洲國帝室及宮内府ニ關スル内面指導ニ關シ別ニ定ムル所ニ依リ第四課高級參謀ト密ニ連繫スルモノ⁽²⁴⁾トス」との規程に縛られている。吉岡個人の努力によって天照大神祭神案が滿洲国政府の最終決定となり、日本の皇室・政府の了承を得たとするのには、無理がある。では、この案を唱えたのは、日滿両国内のいかなる政治勢力であり、どのような経緯を経て正式に祭神と認められたのか。以下、章をあらためて考察することにした。

二 天照大神祭神案の展開

関東軍・滿洲国政府で勤務経験がある日本の軍人・官吏の多くは、第二次世界大戦後に発表された回想録のなかで、建国神廟の祭神が天照大神となったのは吉岡を通じて溥儀の意向が働いた結果である、と推測している。たとえば、元滿洲国協和会総務部長平嶋敏夫を会長、元國務院総務庁次長古海忠之を副会長とし、星野直樹、元外交部次長大橋忠一、元産業部次長岸信介らが顧問として名を連ねる滿蒙同胞援護会は、一九七〇年に『滿洲国史』を編纂した。そのなかで、溥儀が建国神廟をたて天照大神を奉祀した理由として述べられているのは、「既に清朝復辟の望みが絶たれた溥儀氏は、一方日本の皇室と交わり、自らはこれと同様の神格を保持することにより国民の敬慕を集めんとし、また、天照大神を奉祀し、神道の影響力を利用して、滿洲における軍部、日系官吏を屈服し、清朝皇帝時代の威厳を保持せんとする⁽²⁵⁾」ことであつた。

たしかに、溥儀や清朝遺臣の初代國務總理鄭孝胥は、滿洲国建国当時から日本本国の皇室・政府・陸軍中央部と結び付くことにより滿洲国の皇帝権力を強化したいと考えていた。建国当初、執政である溥儀や鄭孝胥は、滿洲国

での帝政実施に反対する関東軍「建国派」に対抗するため、陸軍中央部に接近した。民族協和主義を絶対視する「建国派」は、帝政実施により五族のなかで満族の勢力が突出することをおそれた。一方、溥儀らは帝政の早期実現をめざした。陸軍中央部はこれに対し、対満政策決定の主導権を関東軍より奪回する意図から、溥儀を皇帝に即位させ、彼を満洲国の権力核とし、関東軍を制御しようとした。その結果、一九三四年三月一日の溥儀の皇帝即位にさきだち、満洲国の旧清朝勢力と陸軍中央部との間に提携関係が成立した。⁽²⁶⁾

溥儀や鄭孝胥は帝政実施後も日本への接近を続けた。すでに帝政実施前の一九三四年一月一三日、鄭孝胥は関東軍司令官菱刈隆に対し、「愈々執政ノ登極ノ日モ近付キテ来マシタガ自分ノ一ツノ願ヒハ執政御登極後一日モ早く日本ノ天皇陛下ニ拝謁セラレタキコトアリマス」⁽²⁷⁾との希望を述べていた。鄭孝胥自身も同年三月末から翌四月末にかけて、帝政実施をめぐる日本の好意に対する謝礼という名目で訪日した。⁽²⁸⁾

溥儀の最初の訪日を実現したのは、一九三五年四月（日本滞在は四月六日～二十七日）である。⁽²⁹⁾溥儀もまた、この訪日を機に日本への接近を深めた。溥儀は日満皇室同士の関係を強化し、天皇を皇帝権力の後ろ盾とすることで、満洲国政府の中国人官吏はもちろん、天皇への忠誠心が厚い関東軍や日本人官吏に対して自己の権威を誇示しようとした。訪日を通じて日本が「君民一體ノ國風」⁽³⁰⁾であることを感得した溥儀は、「天皇と私とは平等だ、天皇の日本における地位は、私の満洲国における地位と同じだ、日本人は私にたいして、天皇にたいするのと同じようにすべきだ」と考えるようになった。⁽³¹⁾そして、帰満直後の一九三五年五月二日、回鑾訓民詔書を発表した。この詔書の案文は、もともと関東軍が総務庁と協議して作成した。しかし、案文を見せられた鄭孝胥は、その内容が満洲国の独

立性を冒しかねないとして不満を示し、「不渝ノ國交ヲ鞏フセンコトヲ冀フヤ切ナリ」などの文言を削除した。ところが、溥儀は鄭の修正案を「本案ハ客氣ヲ含ミ朕ノ眞意ヲ表ハササルモノ多シ」と非難し、「與友邦一德一心」の語句をみずから加筆して、日滿関係の緊密性を強調した⁽³²⁾。

その後、滿洲国では、日滿両国皇室の間で神器・祭器の一部を交換し、それを各宮廷内に安祀することで、両皇室間の紐帯をさらに強くしようとの計画があつたようである。これは、建国神廟の祭神として天照大神を迎えたこととの先駆的発想として注目される。一九三六年二月四日の植田貢太郎（当時、新京特別市公署総務処長）宛本庄繁（当時、侍従武官長）書翰は、次のように述べている。なお、この書翰が投函される以前の一九三五年一二月に來日した植田は、本庄に対し直接「祭神及祭詞ノ件」⁽³⁴⁾を働きかけている。

拜啓旧冬十月貴翰敬承事簡單ニ參ラサル問題ニ付延引致居リ候段御了承被下度

滿洲国宮殿ノ御建設ハ一日モ早キ事ヲ念願罷在候只我宮中賢所ノ 皇煌ヲ分ツ事ハ誠ニ意義アルコトトハ存候得共此ニ關係スル処多ク殊ニ右 賢所ニ滿洲皇宮ノ皇靈ヲ調ルコトハ恐ラク容易ナラサル事ト被存此等ニ付テハ今以而小生ヨリ御回答致兼ネ申候

滿洲神宮又ハ滿洲靖国神社ハ結構ノ事ト存申候此ハ関東軍当局ニ於テ御決意ノ上ハ滿洲国政府ニ於テモ意存^(ママ)ナカルヘシト存候

植田の本庄への働きかけは、植田の独断で行なわれたのではなく、その背後に滿洲国宮中勢力の意思があつたと思われるべきだろう。筆者が推測するかぎり、この「祭神及祭詞ノ件」は、滿洲国宮中から新京特別市長韓雲階を通じ

て植田にもちこまれた。溥儀は韓雲階の能力を高く評価し、鄭孝胥が國務総理を退くことになった一九三五年五月の人事異動において、肅親王善耆の第七子である金璧東にかえて韓を新市長に就任させた⁽³⁵⁾。さらに、韓雲階は名古屋高等工業学校への留学経験があり、日本語に堪能だった。満洲事変勃発直後には板垣と連絡をとりあつて馬占山の満洲国参加を勧誘し⁽³⁶⁾、一九三七年からは財政部大臣・經濟部大臣を歴任するなど、韓雲階に対する関東軍や満洲国日本人官吏の評価も高かった⁽³⁷⁾。一方、元南満洲鉄道会社管理部計画課主任である植田は、満洲国建国時に関東軍司令官本庄の特命により満洲国入りし、監察院審計部長代理となった⁽³⁸⁾。また、植田は、愛新覺羅溥傑の妻・浩の実父である嵯峨実勝が来満したとき、嵯峨の案内役を務めている⁽³⁹⁾。この点からみて、満洲国宮中勢力の植田に対する信頼は厚かったと思われる。

ここで注目されるのは、満洲国日本人官吏の一人である植田が総務庁監察官兼満洲帝協和会委員時代に執筆した一九三七年八月三〇日付片倉及び協和会総務部長甘粕正彦宛意見書のなかで、満洲国において天照大神を祀るよう主張していることである。この意見書は、まず満洲国の国状を「満洲國ニハ國風トシテ互ニ誇ルニ足レリトシテ自他トモニ認ムルニ足ルモノ少シ從テ自ラ個人主義的ナ傾向ヲタドル」と分析する。そこで、この国状を改善するため「日本ノ國風及一般良風習ヲ採リ入レ祭政ヨリ行樂ニ至ル迄何レモ日本人ノソレニ習正同化スルノ工作ヲ講ズルコト」を提案する。とくに「日本ノ國風トシテ是非滿洲國ニ取入レ度キモノ」としてあげられたのが、「敬神、尊皇、愛國」の観念である。植田は、「信仰ノ中心ガ無イト云ハルル滿洲國ニ對シ特ニ此ノ點ヲ日本ニ見習ハス」ことが必要であるという。そして、右の三つのなかの「敬神」の観念を起こさせるために、満洲国の各都市及び街

村に各一個の神社を設けたうえ、神社の祭神の一つとして天照大神を祭り、満洲国全人民をあげてこれを敬い、國家の信仰を一つにしつつ、日滿兩國の關係を強化すべきであると説いている。

御神体ハ日滿一体ノ精神ニ基キ日本ノ天照皇大神及滿洲國ノ之ニ該當スベキ天神アラバ之ヲ合祀スルト共二日滿殉職ノ靈此ノ三体ヲ以テ該國ノ神トシ日滿五族同様ニ之ヲ拜ムコトトスルコト即チ滿洲ハ日本ト一徳一心ノ國柄デアリ五族協和ノ國柄ナルヲ以テ五族少ク共日滿兩國民ハ等シク一ツノ信仰ノ中心ヲ拜ム様セザルベカラズ 然ラザレバ祭政一致ト云フガ如キ最上ノ國風ガ起ラザルベキヲ憂フルモノナリ

溥儀と日本との關係に、さらに植田の意見書を加味して考えると、ノモンハン事件勃発前、建国神廟の祭神めぐり、土着神案ないし複數神案を唱える関東軍「建国派」に対し、満洲国宮中勢力及び同国日本人官吏が天照大神案を主張していたといえる。そして、両案の対立は、単なる祭神問題にとどまらず、満洲国の統治方針と絡んでいた。「建国派」は、日本からの独立性を高めることで、國家理念である民族協和主義の実現をめざした。そのため、同派は満洲国の皇帝権力に制限を加えようとした。これに対し、溥儀など満洲国宮中勢力は、対日關係の強化を通じて皇帝権力の拡大をはかった。他方、満洲国日本人官吏は、近代日本の統治経験を満洲国に移植し、統治の安定性を高めようとした。彼らもまた、満洲国の政策決定過程中で「建国派」の発言力が大きいことに不満を抱いていた。⁽⁴⁾ 満洲国宮中勢力と同国日本人官吏は、それぞれに異なる思惑をもちながら、関東軍「建国派」に反感を持ち、建国神廟の祭神をめぐって協力できる立場にあった。

この対立は、ノモンハン事件後の関東軍の発言力低下に伴い、満洲国宮中勢力及び同国日本人官吏の側が優位に

立った。その結果、建国神廟の祭神をめぐっても天照大神案が優勢となる。満洲国総務庁弘報処長を務めた武藤富男の回想によると、一九〇四年二月末、総務長官星野が、建国神廟の祭神問題をめぐり、長官室において東京帝国大学名誉教授寛克彦・東北帝国大学名誉教授山田孝雄の両者と相談していたという⁽⁴²⁾。寛の学風も、山田のそれも神道思想・皇国史観の要素を色濃く持っている。両者はまた、建国大学の創設や学生選抜にも深く関係している。とくに建国大学創設委員の一人である寛は、同校を皇帝の直属下に置くべきであると強く主張していた。寛の意見は、片倉から「苟も近代政治を標榜し、また皇帝の専制を排除する満洲国において、皇帝がその直属大学を持つことは、あたかも建国当初資政院を執政直属とせんとして紛糾した前例にも鑑み、また、清朝その他の支那の帝制時代の学制に似て、今日これを採択し得るものではない」と批判された⁽⁴³⁾。と批判された。建国大学は結局、国務総理の隷属下に置かれた。しかし、前出の本庄書翰からわかるように、満洲国側に天照大神を建国神として迎える意思があっても、その意思が無条件で日本の皇室・政府に認められるかどうかは定かでない。では、建国神廟をめぐる日満交渉はいかに進められたのか。再び章をあらためて考察することにしよう。

三 建国神廟をめぐる日満交渉

日満両国政府間で溥儀の第二回訪日に関する交渉が開始されたのは、一九三九年七月初旬である。七月七日、平沼騏一郎内閣の陸相を務める板垣は、「満洲国皇帝陛下明年三、四月（又ハ二、三月）御来訪ノ内意ヲ有セラル」ので、日本政府としてこれを具現化しよう態度を決定してほしいとの提案を閣議で行なった。板垣は、日本政府

の内幕が固まれば、これを滿洲国側に通知し、同国政府の正式の意思表示をまつて宮内省の意向を伺いたい、と述べた。⁽⁴⁴⁾

板垣の提案の土台となつたのは、陸軍省軍務課が一九三九年七月三日付で作成した「滿洲國皇帝陛下御訪日ニ關スル件」⁽⁴⁵⁾という文書である。それは、溥儀訪日の動機を「皇紀二千六百年祭ヲ機トシ 滿洲國皇帝陛下ノ日本國ヲ御訪問シ皇室ニ對シ奉リ祝意ヲ表セラルル内意ヲ有セラル」と説明している。したがって、関東軍、または滿洲国政府から陸軍に對し溥儀の訪日に関する最初の提議がなされたのは、これ以前の六月末と思われる。残念ながら、この時期になぜ溥儀の訪日問題がもちがったのかは、史料的に不明である。しかし、右の文書のなかに建国神廟の祭神に関する記述はない。それゆえ、溥儀の訪日は、板垣の提案の時点では、建国神廟の祭神をめぐる滿洲国内の論議とは無関係だつたと思われる。むしろ従来の日滿皇室同士の交流を受けて、皇紀二六〇〇年祭をきっかけにその紐帯を強化する狙いがあつたのだろう。

平沼内閣は、板垣の提案を了承した。これを受けて板垣は、宮相松平恒雄に對し溥儀の訪日に関する申し入れを行なつた。⁽⁴⁶⁾ 宮内省は一九三九年七月二二日、日中戦争中であるため皇帝への対応が簡素とならざるを得ないなどの条件を付し、訪日を受け入れることに異存はないと回答した。⁽⁴⁷⁾ 日本政府及び宮内省の了承を得て、溥儀の訪日は日本側の内諾を得た。⁽⁴⁸⁾ しかし、平沼内閣は八月末に倒壊し、この問題の正式決定は、次の阿部信行内閣に持ち越された。

米内光政内閣（一九四〇年一月一六日成立）の内閣書記官稲田周一が残した記録によると、阿部内閣の陸相畑俊六

は内閣成立直後の一九三九年九月中に溥儀訪日の件を閣議で報告している。⁽⁴⁹⁾これは、関東軍参謀長飯村穰から陸軍省軍務局長町尻量基に送られた「満洲國皇帝陛下御訪日ニ關スル件」⁽⁵⁰⁾と題する電文を受けての報告であろう。飯村によれば、満洲国政府は九月五日に会合を開き、溥儀の訪日に関する「要綱」と日本滞在中の行事日程とを決定した。この「要綱」は、訪日の目的を「皇紀二千六百年ニ當リ御祝ノ爲」としたうえ、その時期を日本の紀元節にあたる一九四〇年二月一日前後にしたいとし、訪日中の伊勢神宮参拝についても言及している。ただし、このなかにも建国神廟に関する記述はない。稲田の記録によると、畑は閣議の席上、満洲国皇帝が「満洲建国神殿ヲ創建シ其ノ祭神トシテ天照大神ヲ奉祀セラルルノ御思召アルヤ」に拝察するので、日本政府としてあらかじめ準備をしておく必要があるとの提案を行なっている。しかし、陸軍省軍務課満洲班が一九四一年二月に作成した「満洲國關係政務主要事項記録」⁽⁵¹⁾は、一九三九年一二月に陸軍省が溥儀の訪日と建国神廟の祭神とに関する閣議決定案を作成したところ、畑は「一般ノ對滿政務ト其ノ性質ヲ異ニスル重大事項トシテ留保」したとする。一九三九年九月という時期は、陸軍全体でノモンハン事件の処理に追われ、畑自身も一〇月四日から満洲国視察に赴いていた頃である。この当時の陸軍は、事件後の新たな対滿政策の展開についてなお模索中だったと思われる。よって、ここは、稲田よりも陸軍側の記録に従うべきだろう。

右の閣議決定案とは、一九三九年一二月四日付「満洲國皇帝訪日ノ行事及期日等ニ關スル閣議了解(案)」⁽⁵²⁾と考えられる。それは、溥儀が「前回ノ御訪日後ニ發セラレタル回鑾訓民詔書ノ御精神ニ不動ノ根基ヲ確立スル爲我國ノ御神靈ヲ受ケテ之ヲ満洲ニ奉還セラルルノ思召」があるので、皇紀二六〇〇年を迎える日本としても国家的事業

としてこれを計画する、との内容である。注目されることに、陸軍省軍務課長有末精三が一月二二日に外務省儀典課長鈴木九万に対し前掲の飯村発町尻宛電報を通牒したときには、建国神廟の問題に言及していない。⁽⁵³⁾したがって、満洲国政府内で建国神廟の祭神を天照大神とする旨が決定され、その旨が関東軍を通じて陸軍中央部に伝えられたのは、一月下旬から一二月初頭であると推察される。

しかし、前出のように、畑は「閣議了解案」の決裁を留保した。陸軍中央部としては、建国神廟の祭神を天照大神とすることは「皇帝陛下の思召如何を承るに非れば如何とも致難きこと」⁽⁵⁴⁾だった。このため、一九四〇年一月中旬、満洲国から総務長官星野と帝室御用掛吉岡が来日し、首相米内、陸相畑（米内内閣に留任）、拓相小磯国昭（元関東軍参謀長）、宮内省首脳部らに対し、天照大神を満洲国の建国元神にすることは「皇帝陛下ノ至誠ニ發スル思召ナルコト」を直接説明した。⁽⁵⁵⁾その結果、陸軍省から内務省神社局に満洲国側の希望が伝えられ、同局としてもこれに極力配慮するよう専門家を交えての協議が開始された。また、来日する溥儀の受け入れ態勢を整えるため、外務・宮内・陸軍三省間でも打ち合わせも開始された。⁽⁵⁶⁾これを受けて畑は、二月二三日の閣議の席上で、建国神廟祭神に關する「皇帝ノ思召」を報告した。⁽⁵⁷⁾

ただし、日本側は、建国神廟に天照大神が祭られることは「日滿兩國一徳一心ノ建前」から趣旨において結構であるが、「御神靈ニ對シ奉リ滿洲國人一般ガ我邦ニ於ケルト同様ノ尊崇ノ念ヲ持スベキカ」、または「此ノ一事ニ依リ滿洲國ニ對スル我ガ意圖ニ付キ誤解ヲ招クコトナキヤ」⁽⁵⁸⁾と憂慮した。一九四〇年六月一八日には、満洲国側から建国神廟鎮座祭当日に發表する詔書の案文が送られてきた。陸軍省はこれに対し、「天照大神の」信仰ヲ國民ニ強

制シ得サルコト及支那事變遂行中神廟御創建ヲ國家的ニ大キク取扱フコトハ動モスレハ日本カ侵略スルカノ如キ印象ヲ與フル虞アル」ことをもつて、まずは「皇帝ノミノ御信仰トシテ内輪ニ止ムル方針」とし、詔書の発布をしばらく見合わせるよう要請した。⁽⁵⁹⁾ これを受けて関東軍は、第四課參謀の三品を訪日させ、陸軍省との折衝にあたらせた。⁽⁶⁰⁾ 三品は、詔書の真意は人民に信仰を強制するものではなく、「國本（國体ノ字ヲ用ヒス——カッコ内原文。以下同じ）ヲ奠定（滿洲本来ノモノヲ明ラカニスルニアラスシテ一徳一心ノ建國精神ヲ國本トシテ奠ムルノ義）シ國民道德ヲ示シ皇帝及其ノ子孫親ヲ建國ノ元神（宗神ノ字ヲ用ヒス）ニ國民民福ヲ祈ル皇帝ノ御精神ヲ宣明」することにあると述べ、滿洲国側の立場を説明した。その結果、陸軍省も、詔書の発布に際して「皇帝御自身ノ信仰ナル點ヲ強調シ人民ニ之ヲ強フルカ如キ感ヲ與ヘサルコトニ關シ十分ナル留意ヲ要スル」との条件付きで、発布を了承した。⁽⁶¹⁾

陸軍側は、天照大神祭神案に全面的に賛同していなかった。それでも、同案を最終的に了承したのは、ノモンハシ事件後、対中・滿政策決定をめぐる陸軍の発言力が低下しつつあったからだと思われる。たとえば、阿部内閣で審議された貿易省設置問題⁽⁶²⁾では、外務省が強硬な反対意見を提出した。畑はこれに対し、「積年の不平特に軍部に引づられたる不平が一事に勃発し、外交一元化を旗表として立ちたるものにして誠に苦々しき限りなり」⁽⁶³⁾との不満を吐露している。さらに、汪兆銘工作の結果、一九〇四年三月にいわゆる南京政府が誕生すると、その承認をめぐり興亜院を外政機構に入れる形式に改める必要が生じた。日本政府内では、これに伴って対滿事務局も含めた総合的機関を作ろうとの議論が台頭した。陸軍は、そうした議論が滿洲国に対する関東軍の内面指導に悪影響を与えることを警戒した。⁽⁶⁴⁾ これらの点を踏まえ、「滿洲指導ノ如何ハ陸軍政治力ノ消長ニ關ス」と自任する陸軍は、「日本ハ

大東亞共榮圈ノ中心ニシテ日滿ハ共榮圈ノ樞軸ナリ⁽⁶⁵⁾ということを目に見えるかたちで示すべく、建国神廟の祭神を天照大神とすることを承認した。

最終的に、天照大神祭神案が米内内閣のもとで閣議決定として了承されたのは、溥儀来日中の一九四〇年六月二十九日である。米内内閣は、あくまでも「本件ハ全然内的ノ取扱ニ止メ日本側ヨリ要求セル如キ印象ヲ絶對ニ起ササル様特ニ注意」するとの立場を堅持した。このため、右の閣議決定も、六月二二日に駐滿日本大使兼関東軍司令官梅津美治郎から満洲国皇帝の「思召」に関する公文が外相有田八郎宛に到来したことを待つて、行なわれた。⁽⁶⁶⁾

おわりに

建国神廟の創設は、日本側よりも満洲国側の主導で行なわれた。しかも、その主導性を發揮したのは、関東軍ではなく、満洲国宮中勢力と同国日本人官吏であった。満洲国宮中勢力は、溥儀の皇帝権力の正統性を確保するため、建国神廟の祭神として天照大神を祀った。彼らは、中国古来の「天」観念を応用し、天皇、ひいては天照大神を「天」に見立て、皇帝権力の源泉を定めつつ、天皇への忠義心が厚いという日本の軍人精神を逆用し、関東軍に対し皇帝権力を誇示した。⁽⁶⁷⁾一方、満洲国皇帝権力の強化は、同国の政策決定に対する関東軍の干渉を制限しようとする満洲国日本人官吏にとっても望ましかった。さらに満洲国日本人官吏は、満洲国の独立性を高めようとする関東軍「建国派」に対し、近代日本の統治経験を満洲国に輸入するほうが同国の発展につながると考えていた。このため、日満関係の強化に寄与するとして、建国神廟の祭神を天照大神とすることに政治的努力を傾けた。

建国神廟建設をめぐるこうした政治的背景を踏まえれば、それが同国人民の精神的結合を強化したとはいいがたい。たしかに、その建設が提起されたとき、関東軍「建国派」を中心に、建国神廟は満洲国人民の精神的統合をはかるための施設であるとの意識は持たれていた。「建国派」は、その統合を促進するよう、同国に居住する複数の民族がそれぞれに信仰する神を建国神廟の祭神として合祀すべきであると主張した。しかし、ノモンハン事件の影響で関東軍司令部の人事が一新されると、そうした意識は後退した。建国神廟が実際に建設されたとき、陸軍側はむしろ、天照大神を祭神として迎えることは皇帝独自の意思であり、これを満洲国人民に強制しないよう満洲国政府に要請した。逆にいえば、建国神廟が国家神道の輸出に果たした役割は大きくない。元満洲国侍従武官・同国軍中将石丸志都磨が建国神廟に祀られる神鏡を「満洲帝国の『三種の神器』⁽⁶⁸⁾」と評したように、神廟は、溥儀の皇帝権力の象徴であるレガリアを安置する場所だった。「建国神廟は国民全般に拝礼さそうとするものではない。溥儀らの意図は、日本の皇室が賢所を奉祀したことになぞらえようとするものであり、伊勢神宮になぞらえたものではなかった⁽⁶⁹⁾」のである。

建国神廟創設の意義を日満両国の外交関係にまで広げて考えれば、日満両国関係が強化され、大東亜共栄圏のなかで日満関係、さらには満洲国の存在が特別視されることになった点があげられる。しかし、これに対しては、大東亜共栄圏に属するとされる他の諸国・政権からの反発を招いた。たとえば、汪兆銘の訪満に対する答礼として一九四二年六月に満洲国國務総理張景惠が南京を訪れたさい、南京市長周学昌は、満洲国の外交姿勢を次のように批判している。「華日滿三国はかつて共同宣言（一九四〇年一月三〇日の日滿華共同宣言）を発表し、三国の間柄は盟

友兄弟の関係であると称した。しかし、満洲国は現在、日本の親邦であると称しており、日満両国の関係は盟友兄弟の間柄ではなく、父子の関係にあるという。では、もし華日両国が盟友関係にあるのなら、華滿の間柄は盟叔盟姪の関係となるのか。一方、もし華滿が盟友関係にあるのなら、華日両国の間柄は盟叔盟姪関係ということになるが、これは中国として絶対に承認できない。三国の立場がこのように不平等であれば、それは団結の障害になる⁽⁷⁰⁾。

一九世紀後半以降、アジアにおいても、各主権国家間の対等を基調とする近代国際秩序が定着しつつあった。それは、冊封体制や朝貢体制といわれる、「天」の存在を前提とした伝統的華夷思想に基づく旧来の国際秩序にかわるものであった。しかし、満洲国、とくに皇帝薄儀は、その権力の正統性を確保するため、中国の伝統的觀念に外来の権威を接合させ、これに依拠しようとした。そのことが、大東亜共栄圏に復古的要素を付与し、近代の歴史的潮流に逆行する結果を生んだといえよう。

註

(一) 満洲国では、その実存期間を通じて国籍法が制定されなかったため、法的な意味での「国民」は存在せず、成文法のなかでも自国民を表現するさいに「人民」という文言が用いられた。本稿でも、満洲国「国民」と同じ意味で「人民」という言葉を使用する。ただし、以下の行論では、文章の煩雑さを避けるため、かぎ括弧を省略する。なお、満洲国の国籍法制定をめぐる動きについては、次の研究を

参照。田中隆一「満洲国民」の創出と「在滿朝鮮人」問題——「五族協和」と「内鮮一体」の相剋」（『東アジア近代史』第六号、二〇〇三年）。のちに、同「満洲国と日本の帝国支配」（有志舎、二〇〇七年）に収録。遠藤正敬「満洲国草創期における国籍創設問題——複合民族国家における「国民」の選定と帰化制度」（『早稲田政治経済学雑誌』第三六九号、二〇〇七年）、同「満洲国人民」の公証とは——在滿「日本人」の「民籍」と「戸籍」による二重

の属性」〔日本政治研究〕第四卷二号、二〇〇七年。両論文とも、同『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍——満洲・朝鮮・台湾』(二〇一〇年、明石書店)に収録。

(2) 建国神廟に関する先行研究としては、島川雅史「現人神と八紘一字の思想——満洲国建国神廟」〔史苑〕第四三卷二号、一九八四年)、嵯峨井建「建国神廟と建国忠霊廟の創建——満洲国皇帝と神道」〔神道宗教〕第一五六号、一九九四年)、津田良樹「満洲国」建国忠霊廟と建国神廟の建築について——両廟の造営決定から竣工にいたる経過とその様相」(神奈川大学二一世紀COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究成果報告書『非文字資料から人類文化へ——研究参画者論文集』神奈川大学二二世紀COEプログラム「人類文化研究のための非文字資料の体系化」研究推進会議、二〇〇八年)などがある。

(3) 森田光博「満洲国」の対ヨーロッパ外交」(一)(二)、『成城法学』第七五〜七六号、二〇〇七年。広中一成「冀東防共自治政府の対日満「外交」——冀東政府解消問題の対応をめぐって」〔中国21〕第三二号、二〇〇九年。

(4) 満洲国史編纂刊行会編『満洲国史 総論』(満蒙同胞援護会、一九七〇年)六六八頁。

(5) 片倉衷「回想の満洲国」(経済往来社、一九七八年)二四〇頁。

(6) 前掲註(2)の各論文を参照。

(7) 武藤富男『私と満洲国』(文芸春秋社、一九八八年)三〇六―三〇七頁。

(8) 一九三八年二月、関東軍参謀部「張鼓峯事件ノ満洲國民心ニ及ボシタル影響」、防衛省防衛研究所図書館蔵「昭和十三年 満受大日記」第三四号。

(9) 「満洲国史原稿 総論第四編第八章『皇帝再度の訪日と建国神廟』」(以下、「満洲国史原稿」と略記)、国立国会図書館憲政資料室蔵「片倉衷文書」五〇八。

(10) 一九三八年八月五日、関東軍参謀長磯谷廉介陸軍次官東條英機宛参満発六八三号「満洲国政策遂行ニ關スル要望ノ件通牒」、片倉衷「備忘録」全一二分冊中の第五冊、防衛研究所図書館蔵。同日、磯谷発野野宛参満発六八二号「満洲国政策遂行ニ關スル要望ノ件」、同右。

(11) 前掲註(9)「満洲国史原稿」。

(12) 矢追又三郎「建国神廟 建国忠霊廟」、『満洲建築雑誌』第二三卷一号、一九四三年。

(13) 関東軍司令部「要望事項説明書」(前掲註(10)「満洲国政策遂行ニ關スル要望ノ件通牒」の付録)。

- (14) 一九三八年七月一八日、関東軍参謀永井八津次「政策關係事項申送」、片倉前掲註(10)「備忘録」第四分冊。
- (15) 前掲註(4)「滿洲国史 総論」六六八—六六九頁。武藤前掲註(7)書、三〇六—三〇九頁。片倉前掲註(5)書、二四〇—二四一頁。
- (16) 田浦雅徳・古川隆久・武部健一編『武部六蔵日記』(芙蓉書房出版、一九九九年)一九三六年九月一七日。
- (17) 一九三二年一月作成の「滿洲國ノ官廳又ハ機關ト軍トノ交渉、連絡ニ関スル内規」(一月一〇日付関東軍参謀長小磯国昭發陸軍次官柳川平助宛関参滿第四一—号付録、防衛研究所図書館蔵「昭和七年 満密大日記 十四冊ノ内其十二」)によると、滿洲国の官庁・機関と関東軍との交渉は、関東軍参謀長がこれを掌り、實際の交渉事務は国務院総務庁長を相手に第三課が担当した。第四課新設後も、この内規がそのまま同課に継承されたと思われる。また、一九三七年二月二六日付関東軍「第四課業務分担表」(片倉前掲註(10)「備忘録」第一分冊)によれば、第四課長時代の片倉は「高級参謀」として、課内事務の統制・整理、重要渉外事項、滿洲国最高人事に関する事項、国家総動員の統轄に関する事項を処理し、関東軍の對滿洲国政策に関わる最重要問題を掌っていた。
- (18) 一九三七年三月一日、陸軍省軍務課「自昭和七年三月至昭和十二年三月 滿洲国關係重要事項記録」、「片倉衷文書」二四八。
- (19) 一九三七年五月一八日、菅野尚一宛片倉衷書翰草稿、「書翰控」、「片倉衷文書」一九八。
- (20) この人事異動により浜松陸軍飛行学校付から関東軍参謀副長に転じた陸軍大佐遠藤三郎の日記(防衛研究所図書館蔵「遠藤三郎中将日誌」一九三九年九月六日条)によると、関東軍首脳人事の刷新は、ノモンハン事件收拾を直接の目的に急遽決定かつ断行されたようである。「(遠藤は浜松駅から急行に乗り)九時着京直チニ参謀本部ニ出頭庶務課ニ連絡セシニ予想ニ反シ関東軍参謀副長トシテ急遽出發セラレ度シトノコトナリ ノモンハン付近ノ戦斗不利ニシテ関東軍ハ統制ニ服セス数ヶ師団ヲ以テ攻撃ヲ再開セントスルヲ以テ軍首脳部ヲ交迭スルモノナリト 新司令官ニ梅津(美治郎) 中将参謀長飯村(穰) 中将第二課長有末(次) 大佐ナリ」。伊藤隆・照沼康孝編『統・現代史資料4 陸軍 畑俊六日誌』(みすず書房、一九八三年)一九三九年九月八日条も参照。
- (21) 一九三八年二月二七日、磯谷宛本庄書翰、小林一博「支那通」一軍人の光と影——磯谷廉介中将伝(柏書房、

二〇〇〇年) 一八三一—一八四頁。

(22) 一九三九年一月三日、片倉宛三品書翰、「片倉衷文書」一五一—一。

(23) 一九四〇年四月二三日、片倉宛永井書翰、「片倉衷文書」一一七—二。

(24) 前掲註(10)「第四課業務分担表」。

(25) 前掲註(4)『滿洲国史 総論』六八二頁。ほかに同様の記述は、片倉前掲註(5)書(二四二頁)、武藤前掲書(三〇六—三一五頁)、古海忠之「滿洲国の夢は消えない」(片倉衷・古海忠之「挫折した理想国——滿洲国興亡の真相」現代ブックス、一九六七年)二五〇—二五五頁にもある。

(26) 拙稿「滿洲国皇帝制度の成立と皇帝即位儀礼」、『国史学』第二〇〇号、二〇一〇年。

(27) 一九三四年一月三日「國務院ニテ鄭総理ト菱刈大使トノ会見要領」、外務省外交史料館蔵「林出賢次郎文書」リール一〇。

(28) 一九三四年二月二〇日、関東軍參謀長西尾壽造發陸軍次官橋本虎之助宛閱參滿第二二四号、防衛研究所図書館蔵「陸滿密綴」第一九号。同年三月九日、西尾發橋本宛閱參滿第四三一号、同右。中国歴史博物館編「鄭孝胥日記」

(中華書局、一九九三年)第五冊、一九三四年三月二四日から四月二六日までの各条。

(29) 溥儀の二回にわたる訪日の詳細と日滿両国の皇室同士の交流については、波多野勝「昭和天皇とラストエンペラー——溥儀と滿洲国の真実」(草思社、二〇〇七年)を参照。

(30) 一九三五年五月二日、南発外相広田弘毅宛公機密第七一六号「滿洲国皇帝陛下御訪日感想報告方ノ件」、外交史料館蔵外務省記録「外國元首並ニ皇族本邦訪問関係雜件 滿洲国ノ部」溥儀皇帝御來朝ノ件」第三卷。

(31) 愛新覺羅溥儀「わが半生」(ちくま文庫、一九九二年)下巻、六四頁。このほか、溥儀の訪日後の態度については、次も参照。武藤前掲註(7)書、八二—九六頁。NHK取材班編「日本の選択7「滿洲国」ラストエンペラー」(角川文庫、一九九五年)一七五—一七七頁。古海忠之等述「溥儀訪日与頒布「回鑾訓民詔書」、中央檔案館・中国第二歴史檔案館・吉林省社会科学院合編「日本帝国主义侵華檔案資料選編 偽滿傀儡政權」(中華書局、一九九四年)一八四—一八九頁。

(32) 一九三五年五月二日、関東軍司令官部「昭和十年康德二年五月二日宣詔セラレタル詔書ノ眞義」、前掲註(30)「溥儀皇帝御來朝ノ件」第三卷。「回鑾訓民詔書」の作成経緯

については、波多野勝「対滿經濟政策の展開と日滿皇室外交」〔『國際政治』第九七号、一九九一年〕も参照。

(33) 防衛研究所図書館蔵「元滿洲国総務庁参事官植田貢太郎関係史料」所収。

(34) 一九三五年二月二日、本庄宛植田書翰、同右。

(35) 一九三五年五月二〇日「皇帝陛下應接室ニ於テ陛下及大使、長岡廳長、及張軍政大臣トノ会谈要領」、「林出賢次郎文書」リール二。なお、滿洲国侍從武官・同国軍中將石丸志都磨の「覚帳」〔憲政資料室蔵「石丸志都磨文書」七〇〕のなかに、一九三三年六月、韓雲階が横領事件を理由に黑竜江省長を免職された事件をめぐって、「黑竜江省長韓雲楷罷免ノ際ニ（滿洲国最高法院長）林燦（執政府秘書処長）胡嗣瑗等上諭ト称シ留任ノコトヲ申遣シタルコトアリ」との記事がみえる。林は清末に学務参事や京師大学堂法科監督を歴任し、胡も翰林院出身で、北洋法政学堂總辦などを務めた清朝遺臣である。

(36) 林義秀「建国当初に於ける黑龍江省の回顧 卷一」（小林龍夫・島田俊彦・稲葉正夫編『現代史資料11 続・滿洲事変』みすず書房、一九六五年）六六七―六七四頁。

(37) 井村哲郎「岩崎健彦氏ヒアリング記録（Ⅱ）——財政部文書科・上海駐在員・經濟部金融司」、「環日本海研究年

報」第七号、二〇〇〇年。

(38) 日本図書センター編『中国人名資料事典⑦ 康德元年版滿洲国名士録』（人事興信所が一九三四年一〇月に編纂したものを一九九九年に復刻）一八頁。

(39) 一九三八年二月二日、植田宛嵯峨書翰、前掲註

(23) 「植田貢太郎関係史料」。

(40) 一九三七年九月二日付片倉宛植田書翰に同封された意見書、「片倉衷文書」一二一。

(41) 佐々木到一は、一九三六年二月一〇日付の意見書「滿洲統治ノ深憂（續々篇）」〔防衛研究所図書館蔵「佐々木到一中將史料 滿洲国関係二十三件」全五分冊中の二〕のなかで、関東軍司令部と滿洲国日本人官吏との対立について次のように述べている。「現在ニ於ケル體系ハ関東軍司令官ニ最高指導權ヲ掌握シ軍幕僚ハ事實上其實權ヲ握リ滿洲國政府ニハ次長、總務司長等ニ有力ナル日系官吏ヲ配置シ國務院總務廳ニ日人廳長及次長ヲ置テ之ヲ中核トシ之ヲ介シテ所謂總務廳中心主義ヲ以テ軍ノ意圖ヲ遂行セントスルニ在リ然ルニ之カ實績ヲ見ルニ政策ノ主ナルモノハ總テ之ヲ軍ヨリ發動スルハ止ムヲ得ストスルモ總務廳長ニ實權ナク政府部内ニ於ケル總務廳長ノ各省ニ對スル支配權ハ形式上ニ於テ生セス單ニ日人タルカ故ニ依ル道義的關聯ヲ有シ

水曜會ト稱スル準閣議ニ依リテ事實上ノ連絡ヲ円滑ニスルニ過キス從テ歷代ノ總務廳長ハ各部ニ對スル權威ノ不足ニ基ツク不満足有名無實ナル總務廳中心主義ニ據ラサル實情ニ在リ」。このほか、武部六藏も「関東軍が一切の日本政府の干渉を排して満州の政治行政を独占せんとする思想は板垣時代の特色」であり、軍司令官の名に於て之を内密であるが闡明し、又幕僚も之を口にし又事務の実際にも現はれつゝ、あるのは、国軍の爲遺憾に堪へない。對満国策の遂行は軍と政府の合作になるべきものであり、軍は国防に専念し、他は政府に一任すべきものである」との不満を述べている（前掲註（16）『武部六藏日記』一九三六年十一月一日条）。

(42) 武藤前掲註（7）書、三〇七頁。

(43) 片倉前掲註（5）書、二四〇頁。なお、建国大学の成立及び崩壊の経緯については、山根幸夫「建国大学の研究——日本帝国主義の一断面」（汲古書院、二〇〇三年）に詳しい。

(44) 一九三九年十一月八日、外務省儀典課長鈴木九万「満洲国皇帝陛下皇紀二千六百年ニ当リ御祝ノ為御訪日ニ関スル件」、外務省記録「外國元首及皇族本邦訪問関係雜件 満洲國ノ部 満洲國皇帝二千六百年慶祝ノ為御來朝一

件」（以下、「二千六百年慶祝」と略記）第一卷。

(45) 「二千六百年慶祝」第一卷。

(46) 鈴木前掲註（44）「満洲国皇帝陛下皇紀二千六百年ニ当リ御祝ノ為御訪日ニ関スル件」。

(47) 同右。

(48) 一九三九年七月二日、陸軍省軍務課「満洲國皇帝陛下御訪日ニ關スル件」、「二千六百年慶祝」第一卷。

(49) 稲田周一「建國神廟ニ關スル件経緯」付属の「満洲建國神殿（假稱）ノ創建及其祭神ニ關スル準備ノ件説明（案）」（作成日時不詳。ただし、米内内閣が建國神廟建設に了承を与える旨の閣議決定を行なった一九四〇年六月中の作成と思われる）、アジア歴史資料センター：A02030209400。

本案の欄外に「昭和十四年九月阿部内閣当時畑陸相ヨリ閣議ニ説明セル原稿」との注記がある。

(50) 一九三九年九月二九日、飯村兎町尻宛関参滿第三三七八号、「二千六百年慶祝」第一卷。

(51) 防衛研究所図書館蔵「自昭和十四年八月至昭和十六年二月 満洲國関係政務主要事項記録」。

(52) 「二千六百年慶祝」第一卷。

(53) 一九三九年十一月二日、有末登鈴木宛軍務第一四三五号、同右、第一卷。

- (54) 一九四〇年一月一三日、陸軍省軍務課員神崎長発鈴木宛、同右、第二卷。
- (55) 前掲註(51)「滿洲國關係政務主要事項記録」。
- (56) 一九四〇年一月一八日、鈴木九万「滿洲国皇帝陛下御来訪ノ機会ニ滿洲国建国廟御神靈奉還方ノ件」、「二千六百年慶祝」第二卷。
- (57) 前掲註(51)「滿洲國關係政務主要事項記録」。
- (58) 鈴木前掲註(56)「滿洲国皇帝陛下御来訪ノ機会ニ滿洲国建国廟御神靈奉還方ノ件」。
- (59) 前掲註(51)「滿洲國關係政務主要事項記録」。
- (60) 一九四〇年七月七日、片倉衷宛武内昌次書翰、「片倉衷文書」九八。
- (61) 一九四〇年七月一日、陸軍次官阿南惟幾發飯村宛陸満密第九一號、防衛研究所図書館藏「昭和十五年 陸満密大日記」第九冊。
- (62) 貿易省設置問題とは、貿易行政一元化をめざした企画院が、外務・大藏・商工省などに分散する通商政策形成・輸出入関係業務を統合して貿易省を新設すると提案したものである。この案は、阿部内閣においていったんは閣議決定されたものの、外交一元化を主張する外務省の反対で、最終的に実現しなかった。問題の詳細については、北村純
- 「昭和戦前期における「貿易省」構想の生成と挫折——行政史的スケッチ」(上)(下)『季刊行政管理研究』第四〇(四一)号、一九八七—一九八八年)を参照。
- (63) 前掲註(20)『畑俊六日記』一九三九年一〇月二二日。
- (64) 前掲註(51)「滿洲國關係政務主要事項記録」。
- (65) 同右。
- (66) 稲田前掲註(49)「建國神廟ニ関スル経緯」。前掲註(51)「滿洲国關係政務主要事項記録」。
- (67) 溥儀の滿洲国皇帝即位に伴って中国古来の「天」觀念が強調されたことについては、前掲註(26) 拙稿を参照。また、関東軍司令官植田謙吉名義で一九三六年九月一八日に発表された「滿洲国の根本理念と協和会の本質」(前掲註(36)『現代史資料11 続・滿洲事変』九〇八—九一一頁)のなかにも、
- 「滿洲国皇帝は天意即ち 天皇の大御心に基き帝位に即きたるもの」との一節がみえる。
- (68) 石丸志都磨「皇帝溥儀脱出記」、「読売評論」第二卷五号、一九五〇年。
- (69) 前掲註(9)「滿洲国史原稿」。
- (70) 王子衡「偽滿国務総理大臣」張景惠の所作所為、全国政協文史資料委員会編『中華文史資料文庫』(中国文史

出版社、一九九六年）第三卷・政治軍事編、七七二―七八二頁。

（國學院大學准教授）

満洲国「建国神廟」創設をめぐる政治過程 樋口

第九十三卷

五三